

妊孕性温存療法助成制度に関する

～令和3年度いばらきがん患者トータルサポート事業（妊孕性温存療法助成事業）～

Q&A



Q どれくらいの補助が受けられるのですか？

A 補助内訳

対象となる治療	助成上限額/1回
胚（受精卵）凍結に係る治療	35万円
未受精卵凍結に係る治療	20万円
卵巣組織凍結に係る治療	40万円
精子凍結に係る治療	2万5千円
精巣内精子採取術による精子凍結に係る治療	35万円

Q 一度補助をもらいましたが、前は未受精卵凍結でしたが、今回受精卵凍結をしました。再び補助してもらえるのでしょうか？

A 補助可能でございます。しかし、年間の維持費は含みませんのでご了承ください。

Q 妊孕性温存の治療を説明してもらえませんでした、私は拳児希望です。自分で探して行ってもよいのでしょうか？

A 妊孕性温存治療に関しても主治医の許可が必要になります。妊孕性温存ができるのかどうか医師に確認し、がん相談支援センターなどへ相談してみましよう

Q 他県で妊孕性温存治療しました。住民票のある茨城県で助成可能でしょうか？

A 住民であることが基本ですので他県で治療してもらっていても申請可能です。しかし、引っ越してきたばかりなどの状況の際、元住所へ確認させていただく場合がございます。

Q 子供が卵巣組織凍結の説明をされました。対象になりますか

A 卵巣組織凍結は0歳から該当します。

Q 申請はいつまでに行えばいいのですか？

A 申請期限は令和4年3月31日までとなりますが、予算の範囲内での交付となりますので、対象の方であっても補助ができない場合があります。なお、申請から補助金交付までは、2ヶ月から3ヶ月程度かかります。